

平成 30 年 1 月 25 日
土 木 部

区民交通傷害保険の実施について

(付議の要旨)

区民の自転車保険等への加入を促進するため、区民交通傷害保険を平成 30 年 7 月から実施する。

1. 主旨

歩行者と自転車の事故では自転車が「加害者」となり、高額な賠償金支払いを求められる場合がある。また、交通事故被害者が経済的に救済されない現状もあり、第 10 次世田谷区交通安全計画（平成 28～32 年度）においても自転車保険等への加入促進を図ることとしている。

区民の自転車保険等への加入を促進するため、啓発や広報に取り組んでいるところであるが、さらなる促進を図るためには、区民がより保険加入しやすい環境を提供する必要があることから、区民の交通事故を対象とした保険制度である「区民交通傷害保険」を平成 30 年 7 月から実施する。

2. 保険の概要

(1) 経緯

23 区共同の区民交通災害共済が平成 13 年度末に廃止された後、その受け皿づくりのため、特別区が保険契約者となる保険として新たに創設された。

(2) 保険内容 [保険期間 1 年]

① 区民交通傷害保険

車両による交通事故によりケガをした場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金を支払う。

② 自転車賠償責任プラン

300 円（平成 30 年度から 400 円）の保険料をプラスすることにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償。

(3) 特長

補償に比べ保険料が安価である。加入に際しての年齢制限がない。

【保険料額と補償内容（平成 30 年度）】

	A	A J	B	B J	C	C J
保険料年額	1,000 円	1,400 円	1,700 円	2,100 円	2,900 円	3,300 円
傷害保険補償限度額	150 万円	150 万円	350 万円	350 万円	600 万円	600 万円
自転車賠償責任保険限度額	—	1 億円	—	1 億円	—	1 億円

